

平成30年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年2月20日 開会

平成30年2月20日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成30年第2回教育委員会定例会

平成30年2月20日（火）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第3号 平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年2月分）について
報告第4号 体罰に係る実態把握に関する調査結果について
報告第5号 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- 5 議案審議
議案第1号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について）に同意することについて
議案第2号 新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
議案第3号 新十津川町立学校管理規則の一部改正について
議案第4号 新十津川町確かな学び推進会議設置規定の廃止について
議案第5号 新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規定の廃止について
議案第6号 第7期新十津川町社会教育実施計画の決定について
議案第7号 ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 中 畑 晃
主 幹 内 田 充

社会教育グループ長 武 田 晃 典
学校教育グループ長 坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

只今より、平成30年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

行事報告につきましては、主幹の内田から申し上げます。

◎内田主幹

平成30年1月20日から本日2月20日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。1月21日、北海道日本ハムファイターズパートナー協定事業少年野球教室。4回目となる少年野球教室が新十津川小学校体育館で行われ、新十津川ホワイトベアーズの3年生から5年生の21名が参加、牧谷コーチ、立石コーチのもと、野球技術の指導を一心に受けていました。また、その日は6年生5名もお手本を披露するなど両コーチのお手伝いに一役かかっていました。2月3日から15日、第29回MOA美術館滝川・新十津川・雨竜児童作品展移動展。昨年11月に表彰されました第29回MOA美術館滝川・新十津川・雨竜児童作品の特別賞28点の移動展が改善センターロビーで開催され、本町からは最高賞MOA美術館奨励賞を受賞しました6年生の毎原悠さんの作品を含めて7点が展示をされました。2月5日、新十津川小学校獅子神楽特別クラブ納会。新十津川小学校獅子神楽特別クラブの納会が新十津川小学校体育館で行われ、卒業する6人に対し保存会役員から記念品を贈呈をしました。最後にクラブ員みんなで獅子神楽を披露しております。2月6日、新十津川小学校新入学児童1日体

験入学。新十津川小学校で4月から入学予定の幼児44人が教室で先輩の1年生に手伝ってもらいながら絵を書き、続いて体育館でレクリエーションを楽しみました。2月9日、十津川村青年県外研修生表敬訪問。十津川村青年県外研修生5名が12日まで3泊4日の日程で来町をいたしました。9日は町役場を表敬訪問したのち歓迎会、10日は町内視察とカーリング体験会などに参加、11日は日本一早い終電の見送りや開拓記念館、武道場などを見学し、食路楽館などでお土産を買いました。12日は新十津川駅から札幌へ向かっております。2月18日、第11回そっち岳スキー大会。スキー連盟の主催で幼児10人、小学生66名、中学生1名、大人5名の計82名が参加して行われました。当日はタイムレースでみんな日頃の練習の成果を発揮をしていました。行事報告には記載ありませんけれども、中学校の部活動ですが、2月18日、岩見沢市で開催されました第5回春季中学校全道錬成大会で剣道部男子団体が優勝、女子団体が第3位となっております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

この場で新任委員研修の報告をさせていただいてよろしいですか。

◎久保田教育長

はい。

◎松倉委員

ここにあるように1月30日に研修会参加させていただきまして、内容3つに分かれていたんですけども、最初に鶴羽佳子北海道教育委員のお話がありまして、大変分かりやすく自分の体験を踏まえて良いお話を聞けたと思っております。印象に残ることばといたしましては、学校訪問に行ったときに見るのはまず道具をきちんと整理整頓されているか、必要な物だけ机の上ののっているのか、それから子どもたちの姿勢ですね、腹筋、背筋ちゃんとしてきちんとした姿勢でいるのか、それからさっきの話とつながりますけれども掲示物、特に正面にあまりごちゃごちゃした物が貼られているようなところはちょっと残念な指導、先生が一生懸命頑張っているにもかかわらず残念な結果になっていることが多いというような非常に具体的な話を聞かせていただきました。ご自身も教育委員になって最初何を発言していいか、何をしたいか分からなかったということなんですけれども、自分の思っていることを発信していけば行政の方も言いつばなし、聞きつばなしということではなくて動いてくれる場面、1年経ってあるいは2年経って動いてくれることもあるので、皆さんも思ったことはどんどん発言して下さいということです。それから、学校に行ったときですね、教育委員さんまた来て下さいねと言われるようになるのが理想的ですよという話で、教育委員が来るのでいろいろ資料を整理したり準備をしたり面倒くさいと思われるようではいけないので、やはり訪問する場合は感謝の気持ちを持って、子どもたちのために頑張っていてありがたいという気持ちを持ちながらいろいろなところに目配りしながら見ていった方がいいですよということで、大変そういうような印象に残ることばをたくさん聞かせていただきました。このあと、英語教育の推進について、栗山町で聞いた話の焼き直しみたいなもので、そういうお話を聞かせていただきまして、講義3番目は北村教育局長の意見交換を交えた話し合い、今の時代ITを活用した教育、これからの学校教育どういうことが必要でしょうか、教育委員会として何が必要でしょうかという非常に大きなテーマでしたけれども、活発に5、6人

のグループの中でも、意見交換とまではいきませんでしたけれども、それぞれ思っていることを話して非常に充実した研修というふうに私は受け止めて帰ってまいりました。以上です。

◎久保田教育長

ありがとうございます。荒山委員はどうでした。役員会は特に。

◎荒山委員

特にはないですね。一方的に説明を受けて。

◎久保田教育長

はい、分かりました。ほかに質疑ございませんか。質疑、報告等ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第3号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年2月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。変わった点のみ申し上げます。まず小学校ですが、5年生に異動がありまして、女子1名が転入しております。よって女子は32人となりまして、小学5年生の男女合わせた在籍数は60人となっております。異動は以上でございまして、小学校全体では1名増となりまして321人の在籍となります。中学校ですが2年生に異動がございまして、男子1名が転入しております。よって2年生男子は28人となり、中学2年生の男女合わせた在籍数は62人となっております。したがって、中学校全体では1名増となり172人となっております。両校合計いたしますと前月から2名増の493人となっております。特別支援については両校とも異動はございませんでした。以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第3号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

したがって、報告第3号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年2月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第4号体罰に係る実態把握に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の5ページをお開き願います。1 調査名は、体罰に関する調査。2 調査期間は、平成29年12月12日から平成29年12月22日までの間に行っております。3 調査方法、(1) 小学校については、保護者に対し調査票を配付しております。(2) 中学校につきましては、生徒及び保護者に対し調査票を配付しております。調査票につきましては、封筒に入れたまま教育委員会職員が学校から受け取り、開封の上集計をいたしております。4 調査結果につきましては別紙のとおりといたしまして6ページをお開き願います。調査内容は、平成29年4月以後の体罰の有無でございます。調査内容は誰に対していつ行われたかということで、その行為の内容はというようなことでございます。まず上の段、小学校の表ですけれども、児童数当時319人中279人の回答で、回答率は87.5パーセントでございます。回答の内容ですが、体罰の有無についてあるとの回答はなく、なしは278、未回答が1件という結果でございます。次に中学校でございますが、まず生徒の回答ですけれども、生徒は171人中148人の回答で86.5パーセントの回答率でございました。中学生においても体罰があるとの回答はなく未回答が1件でございました。また表の右側、体罰の有無(先生以外)となっておりますが、これは事務職員、部活動の外部指導員などを対象としての調査でございます。こちらについても体罰があるとの回答はないものの、未回答が8件という結果になっております。次に中学生の保護者の回答ですが、中学生の保護者からの回答は全て体罰はなしという内容となっております。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

この調査自体は1年に1回とか定期的にやられているものですか。

◎中畑事務局長

調査の状況についてグループ長の坂下から詳しく説明します。

◎坂下グループ長

この体罰に関する調査については、毎年1回例年この時期に実施されているものでございます。

◎松倉委員

全国一律のやり方で調査しているということですか。

◎坂下グループ長

はい。

◎久保田教育長

ほかにごございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第4号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、報告第4号体罰に係る実態把握に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第5号平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。内容、別紙のとおりといたしまして、8ページをお開き願います。このテストは平成20年度から始まりまして、東日本大震災の影響で実施できなかった年を除き第9回目となります。1調査の目的でございますが、(1)といたしまして、国が全国的な子どもの体力の状況を把握、分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということ。(2)といたしまして、各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。(3)といたしまして、各国公私立学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育、健康に関する指導などの改善に役立てるという目的をもってございます。2調査の対象となる児童生徒は小学校5年生と中学校2年生で悉皆調査となっております。3調査実施日は、平成29年4月から7月末までの期間に実施しなければならないとなっております、その期間中に行っております。4調査結果でございます。表にして表しております。最初に小学校5年生の状況について説明をいたします。表の1番左は体力合計点ということで、握力から右側にかけての8項目を点数化してそれで数値化して表しているものでございます。体力合計点では男女ともに全国、全道を上回っております、◎が上回っているもの、○については同等のもの、印のないものについてはそれ以下のものということで表しておりますが、男女ともに全国、全道を上回っており大変良い結果となっております。内訳といたしましては、男子は全国平均を上回ったものが6種目、全道平均を上回ったものが7種目という結果となっております。女子については、全国平均を上回ったものが5種目、全道平均を上回ったものが6種目という結果でございます。次に中学校、中学生第2学年でございますが、表の1番左、体力合計点では男子は全国、全道を上回っておりますけれども、女子は全国平均を下回り全道平均と同等程度という結果でございます。握力からの8項目でございますが、全国、男子について全国平均を上回ったものが4種目、全道平均を上回ったものが5種目ございました。女子については、全国平均を上回ったものが1種目、全道平均を上回ったものが4種目という結果となっております。9ページでございますけれども、9ページはチャート図、1番上、チャート図でございますが、全国平均を50として青線が全道平均、赤線が本町の平均でございます。全道平均が全国平均とほぼ同じなものですから、黒と青がほぼ重なった状態となっておりますけれども、黒い線より赤線、外側にあるものが全国を上回っているということでございます。長座体前屈は飛びぬけ過ぎているなというところでの違和感を感じております。調査方法に問題なかったかどうかというところは今となっては分からない状況ですが、数値的にはそのような結果が出ております。9ページについては小学生の分析で

ございますけれども、中ほどの右側の表に体力合計点総合評価の児童の割合の帯グラフがございます。今年の特徴としては男女ともにA評価、まあA、B、C、D、Eで5段階評価があるんですけれども、A評価、B評価の合計が65パーセントを上回っているということでE評価についてはないという結果が出ております。9ページ下段には分析としてまとめさせていただいておりますけれども、実技については先ほど申し上げたとおりでございますが、児童質問紙については、男子では運動が好き、運動は大切だと思う、1週間の総運動時間平均が全て全国平均を上回っております。女子につきましては、運動が好き、1週間の総運動時間平均がこの2項目について全国平均を上回っております。総評といたしまして、男子が体力合計点で全国平均を上回ったのは、運動時間の多さと運動に対する意識の高さ、これが一つの要因と考えられます。女子が体力合計点で全国平均を上回ったのは、運動の多さ、それから運動が好きということが要因と考えられておりますが、運動は好きだが大切とは思わないという子も女子については割合として多いのかなというところがございますので、大切だという考えを持たせるということが今後の運動の継続につながるのではないかとというふうに考えております。次に10ページでございますけれども、10ページは中学生のグラフでございます。中ほど、右側の表の体力合計総合評価の生徒の割合でございますけれども、今年の特徴ですが、男子はA評価とB評価の合計が全国平均を上回っているものの、女子ではその合計が全国平均を下回っているということでございます。中学生の分析についても10ページ下段にまとめさせていただいております、実技については先ほど申し上げましたので割愛しますが、生徒質問紙の関係です。男子では運動が好き、運動は大切だと思う、1週間の総運動時間平均が小学生と同じく全て全国平均を上回っておりますが、女子では1週間の総運動時間平均だけは全国平均を上回っておりまして、運動が好き、運動は大切だと思うの2項目は全国平均を下回っております。総評といたしまして、男子が体力合計点で全国平均を上回ったのは、運動時間の多さと運動に対する意識の高さが要因の1つと考えられますけれども、女子は運動時間は多い割に体力合計点が全国平均を下回っていることから、運動に対する意識を育むことが体力向上につながるのではないかなというふうに考えられます。以上のことを踏まえまして今後の指導の参考としていきたいというふうに考えております。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

1週間の総運動時間平均というグラフがあるんですが、この運動時間というのは、どういう統計というか自己申告か何かですか。

◎中畑事務局長

グループ長の坂下から。

◎坂下グループ長

こちらの運動時間については、児童に対する質問紙での回答の集計ですので、自己申告といたしますか自分でどれだけやっているかというところを記載されているものでございます。

◎中畑事務局長

補足で。近藤委員さんご指摘、お気づきになったということでのご質問だと思うんですが、1,123分、1週間の運動量ということで、これを1日に換算すると約160分になります。時間にすると2時間半以上、平均にするとちょっと多いなという印象は受けます。ただあくまでも児童の申告でございますので、書かれたままに統計をとっているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

◎近藤委員

あまり運動が好きじゃない子が多い割に時間が多いので、何か無理して身体を動かしてダイエットか何かしているのかなというふうな。分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。小学校、中学校通じて言えることは、少年団、小学校は少年団、中学校は部活動というふうなことでですね、学校の授業以外でも運動の環境という面に関しましては、本町、小学校、中学校も積極的に取り組んでいることもですね、このような結果につながっているのではないかなというふうに感じているところでございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、報告第5号平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第1号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正）に同意することについて事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものである。提出する議案については、別紙のとおりでございます。12ページ、13ページをお開きください。12ページは一部改正についての議案、改正条文形式となっております。内容につきましては、新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。

す。13ページ横型の表をご覧いただきたいと思います。まず、第1条ではこの条例の目的が記載されておりますが、従前この条例は経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者という部分に加える文言がございまして、左側をご覧いただきたいのですが、この空白部分に又は就学予定者ということで、就学前に助成をできることが可能となるように改正をするというものでございます。それから、現行の右側、保護者、以下学校教育法の部分でございまして、この規程につきましては、従前このように記載しておりましたが、就学困難な児童生徒に当然にしてこの部分含まれることから今回この部分の規程については文言整理ということで削除をさせていただいております。対象外とするという主旨ではございませんのでそのようにご理解ください。それから、次に第2条の部分、用語の定義が記載されてございまして、(1)、第1号、(1)を第1号というんですが、第1号の次に新たに2号を加える形式をとりまして、就学予定者の定義を定めさせていただいております。就学予定者としては、町内に住所を有し、かつ、翌年度に町立小学校若しくは町立中学校へ入学する予定の者又は翌年度に区域外就学により町外の公立小学校若しくは公立中学校へ入学する予定の者としたしております。町内に住所がある場合に、新十津川小学校、中学校に入学する方はもちろんのこと、何らかの事情で町外の学校へ通う方についても対象にするということでございます。(3)、第3号でございまして、従前2号であった保護者の定義を第3号といたしまして、保護者の定義に児童生徒に対してという部分に文言を加えまして児童生徒又は就学予定者に対して親権を行う者ということで保護者の定義を修正させていただいております。次に14ページに移ります。現行で、新入学児童生徒学用品費等の定義について第7号として設けていた部分でございまして、この新入学児童生徒学用品費等については、小学校又は中学校に入学するものがということで、入学した事実が発生してから支給をしていたというのが今まででございまして、よって4月以降にこれを支給していたというところでございまして、これを新たに改正案といたしまして、入学準備費ということで入学前に支給する関係が出てきたものですから、第7号の新入学児童生徒学用品費等については、第1学年に在学する児童生徒が新入学に要したということで、在学する児童生徒ということで明確化をするということ、加えまして第13号に新たに新入学準備費として、入学前の方に支給するものは新入学準備費という名称で給付を、助成をするということで区分けをしております。そうした上で新たに第3項、その下に3項を設けまして、新入学準備費の支給を受けた場合には第7号の新入学児童生徒学用品費等は受けられませんよということで両方受けることができないということを明確化するためにこのように改正をさせていただいております。第4条の改正については文言整理でございまして、学校教育法の定義規程が2号、第2条のところから削除した関係でこちらのほうにその規程を設けさせていただいております。それから、条ずれの関係で第12号と現行表現していたものに対しては第13号ということで、までということで整理をさせていただいております。以上、新入学に際しまして、入学前に就学援助助成ができるように改正する目的をもってこの条例改正を行いたいとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎久保田教育長

議案第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎中畑事務局長

附則でございまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございまして、実際に入学準備金の支給を受けることができる者は、平成31年度に入学するお子さんたちが平成30年度の2月ですから実際には平成31年2月に支給を受けることができる

ということになります。そのようなことから、予算の手当てについても、平成30年度の予算編成に今計上をしているところでございます。そのことを申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

追加説明がありました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

準備費はどのようなお金の流れになるのですか。

◎中畑事務局長

詳しい内容につきましては、グループ長の坂下から説明申し上げます。

◎坂下グループ長

入学準備品、新入学学用品費等、あと今回新たに設けます新入学準備費につきましては、定額のお金で該当分が認定された保護者に振り込む形になっています。新入学に係る学用品ですので、制服だったりランドセルだったりあといろいろな文房具だったりというのを購入してもらい費用に充ててもらいたいということになります。

◎中畑事務局長

補足でございますけれども、金額ですが、平成29年度においては、小学生は40,600円、中学生は47,400円でございます。これは国の方で基準を設けておりまして、その額を支給させていただいております。30年度中に払うものについては30年度の基準になりますので、31年度入学児童生徒であったとしても30年度中の2月に支払う場合には30年の基準、年明けて4月以降に私もらいますという方については31年度の基準で支給するというルールになります。

◎坂下グループ長

小学校6年生については、小学校6年生のときに認定された上での支給になりますので、新たに申請は必要としておりません。小学校1年生に上がる、新たに小学校に入学する子を持つ保護者については、10月ぐらいに申請の申込みの案内をして申請があった方のみ認定をして2月ぐらいに準備金が支給できればいいかなというふうに考えております。

◎久保田教育長

補足説明がございまして、質疑ございませんか。

◎松倉委員

親の所得のことなんですが、教育委員会が定める額と書いてありますが、教育委員会が定めるために何か基準というようなものはあるのでしょうか。

◎中畑事務局長

グループ長の坂下から説明申し上げます。

◎坂下グループ長

生活保護の受給の基準の1.3倍を超えない方々を対象に認定をしています。

◎松倉委員

生活保護よりはゆるい基準になっているということですね。はい、分かりました。

◎久保田教育長

私の方からも補足ということで、これにつきましては、過去の議会においてですね、こういう制度を制度化したらいいのではないかという意見、一般質問でも2回ほどありまして、検討を進めていくという中でこの度、制度化に向けて、事務を進めているところでございます。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。従って、議案第1号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正）に同意することについては、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第2号新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書15ページをお開き願います。第1条でございます。この規則の主旨でございます、を規定してございます。学校運営協議会について必要な事項を定めるとしております。第2条では、協議会の目的をうたっております。学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関ということで定めております。住民等の学校運営への参画や、保護者、地域住民による学校運営への支援、協力を促進するということが主な目的でございます。第3条は、設置といたしまして学校ごとに協議会を置くとしておりますが、ただし書きにおいて教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができることとしてしております。本町においては、小中連携しての協議会が相応しいということで1の協議会を置くことで只今準備を進めているところでございます。2項、3項は割愛させていただいて、第4条では、学校運営に関する基本的な方針の承認ということで、学校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、この協議会の承認を得るということで、5項目に分けて明記されているものでございます。次に第5条につきましては、学校運営等に関する意見の申出の方法についてうたっております。教育委員会又は校長に対して意見を述べるができるということ、それから、職員に関しては、町費の職員については教育委員会、道費の職員について

は教育委員会を通して、経由して北海道教育委員会に意見を述べるができるということでございます。3協議会が意見を述べるときには、あらかじめ学校長の意見を聴取するというところでございます。第6条は、学校運営に関する評価、これについては、毎年度1回行うということ。第7条は、住民の参加の促進のための情報提供ということがうたわれております。第8条に委員の任命がございます。協議会の委員は15人以内と定めておきまして、次に掲げる者のうちからということで教育委員会が任命するということになってございます。第1号から第6号までの種別を経て明記されております。次、第9条は、守秘義務でございます。第10条は、委員の任期で、委員の任期につきましては、任命の日から同日の属する年度末までといたしまして、事実上最長で1年が任期でございます。といいますのは、委員の中には保護者ということでPTAの役員を参画させたいという意図がございまして、PTAの任期に合わせて任期を1年としたところでございます。第11条は、報酬でございまして、委員の報酬は別に定めるといたしまして、これは町の非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、日額報酬を支給することとしております。委員長、会長につきましては7,500円、委員につきましては7,000円と規定されております。12条は、会長及び副会長の役割、それから、第13条は、会議の招集方法と会議の運営方法について記載されております。第14条では、会議については公開で開催するというところで例外規定も設けてございます。第15条では、部会といたしまして、部会を置くことができるということでございます。第16条は、委員の研修について規程をさせていただいております。第17条、次の18ページになりますが、これについては教育委員会の関与について規定をさせていただいております。助言、指導を行うことができるということ、運営に対しての適切な処置を講ずるというところでございます。第18条は、委員の解任に関する規定を設けてございます。最後、19条は、委任規程でございまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるといたしております。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するとしておきまして、4月1日に公布すべく準備を進めているところでございます。最後、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規程に関する学校運営協議会の設置について必要な事項を定めるため、この規則の制定について議決を求めらるるものであるといたしまして、この学校運営協議会を設置することによってコミュニティ・スクールという名称を使うことができるようになるということでございます。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

現行と資料でよく最近使っているイメージは渡してあるんですか。

◎荒山委員

コミュニティ・スクールのやつでしょう。

◎久保田教育長

ありましたか。渡していたんですか。

◎坂下グループ長

総合教育会議。

◎久保田教育長

総合教育会議に付けている資料ですね。

◎荒山委員

今現在、これを立ち上げるのに準備協議会があるんですよ。

◎久保田教育長

今年度、やったんですよ。イメージは総合教育会議の資料です、あくまでも。それに向けての。

◎近藤委員

学校運営協議会というのは、どれぐらいの頻度で集まるというか、毎月あるのか、年に何回ぐらい集まって話したりするんですか。

◎坂下グループ長

学校運営協議会についてはですね、今のところ研修会を1回開催するのを含めて年6回ほどの会議を予定しています。

◎久保田教育長

よろしいですか、近藤委員。

◎近藤委員

はい。

◎中畑事務局長

開催、会議の開催の回数については全く任意でございまして、今6回と申し上げましたのは、委員さんの報酬のこともありますので、予算上6回程度見込んでの計画を立てているというところがございます。何か事案が出ればその都度会長が招集して協議会を開くことは十分可能であるということがございますが、今のところまず4月には学校の運営方針がもう既に固まっていますので、この協議会の立ち上げと同時に学校の経営方針について承認を得るという会議を開くこととしております。それから、その後においては、いろいろと今、小学校、中学校が抱えている問題、あるいは地域ができる協力関係のこと、具体的に言いますとやまびこの開催の関係ですとかそういったところの相談事をさせていただきたいというのと、それと研修として三笠市において全国の学校運営協議会大会研修会がございまして、その三笠市の方に出向いて研修を受けていきたいということで計画を立てております。まあ立ち上げについてはそのようなことで会議を開催しながらどういったものをテーブルに乗せていくかということも委員さん自ら熟議を重ねていただきながらこの協議会が実のあるものになっていくように考えております。以上です。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の制定については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第3号新十津川町立学校管理規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書19ページをお開き願います。改正内容につきましては次の20ページに新旧対照表がございますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。第8条の2といたしまして、学校評議員の規定がございます。現行の方で町立学校に学校評議員を置くと規定しておりました。改正案といたしまして、ただし書きを設けさせていただいております。ただし、地方教育行政の組織及び運営に係る法律第47条の6に規定する学校運営協議会を設置する町立学校にあっては、この限りではないといたしておりまして、今ほどご審議いただきました学校運営協議会を本町においても設置することになりましたので、この場合においては学校評議員の機能を学校運営協議会に移行させたいということから、この規程を設けることによって本町の場合は学校評議員の役割については目的を達成したという考えを持って廃止したいというところがございます。提案理由につきましては今ほど申し上げましたとおり、学校評議員の取扱いについて定めるため、この規則の一部改正について議決を求めるものであるとしております。前後しますが、附則については、この規則は、公布の日から施行するというので4月1日交付ということで準備を進めているところがございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第3号を採決いたします。新十津川町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号新十津川町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号新十津川町確かな学び推進会議設置規程の廃止について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書21ページをお開き願います。訓令の題名と廃止する訓令の規程となっております。この訓令につきましては、学校運営協議会の設置に伴いまして、確かな学び推進会議の所掌事務についても運営協議会が担うこととするものからその訓令の廃止について議決を求めるといたしております。この訓令は、平成30年4月1日から施行するといたしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号新十津川町確かな学び推進会議設置規程の廃止については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の廃止について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書23ページをお開きください。廃止する旨を規定させていただいております。提案理由でございますが、コミュニティ・スクール導入のために設置した新十津川町学校運営協議会設立準備委員会は、その目的を達成したため、この訓令の廃止について議決を求めるものとしております。附則でございますが、この訓令は、平成30年4月1日から施行するといたしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の廃止については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号第7期新十津川町社会教育実施計画の決定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書25ページをお開き願います。第7期新十津川町社会教育実施計画は、別紙のとおりといたしまして別冊を用意してございます。こちらをご覧くださいと思います。なお、この新十津川町社会教育実施計画第7期については、その概要についてグループ長の武田からご説明申し上げます。

◎武田グループ長

それでは、第7期実施計画の内容についてご説明させていただきたいと思います。第7期実施計画にあたりまして、現在の第6期実施計画の評価やアンケートを踏まえまして社会教育の現状と課題を協議した内容となっているところでございます。第7期につきましては、第5次新十津川町総合計画の期間内であることから、前期、第6期を継承し社会教育活動の推進、青少年健全育成の充実、読書活動の促進、文化活動の促進、スポーツ活動の促進、こちらの5本の柱を基に事業を展開してまいりたいと思っております。事業計画につきましては、実施計画の達成のために、毎年度作成するものとしていたしまして、具体的な施策の進め方や事業の内容について示すこととしております。また、事業を実施するにあたり、住民との協働のもと、施策に基づいて展開するように努め、事業の反省、評価を毎年度行い、次年度計画の指針とします。それでは、計画の内容事項なんですけれども、まずこちらの実施計画を見ていただく形になろうかと思えます。まず3ページをお開き願いたいというふうに思えます。3ページ、こちら第1章になるんですけれども、2番目の計画の名称及び期間というところがございます。こちらに記載されておりますけれども、計画期間につきましては、平成30年度から34年度までの5か年という形で計画しているところでございます。続きまして、4ページ目をご覧くださいと思います。4ページ目の中段から下になるところですけれども、こちらについては、各種計画との関連性や整合性を体系図で示してございます。ちょっと色が濃くなっているところが社会教育実施計画という形になってございます。続きまして、計画のまとめ方についてご説明させていただきたいと思います。次のページの5ページ目からですね、一応8ページ目までに関してなんですけれども、先ほどお話させていただきました5つの柱の関係の社会教育の現状と課題、こちらを記載しております。こちらを踏まえまして、続きまして、9ページから12ページに現状と課題を踏まえまして施策の内容を記載しているところでございます。こちらを踏まえまして、今度、13ページから23ページに細かく一応5つの5本柱の中でどのような事業をやっていくかという形を連記しているところでございます。こちらの実施計画、第4章って書かれていますけれども、この実施計画なんですけれども、年次ごとにですね、事業実績一覧を作成いたしまして反省評価をしながら計画を推進しているところでございます。ちなみに第6期から追加した事業をご説明させていただきたいと思います。18ページをご覧くださいと思います。こちら読書活動の促進という形になっておりまして、こちらの上から3番目なんですけれども、特別な読み聞かせ会、こちら第6期ではなかった事業でございます。ただ今も事業的にはやっているところではご

ございますけれども、前回の計画になかったので一応載せているような形になっております。それと真ん中らへんにですね、絵本ふれあい事業、セカンド、こちらですね、6期にはなかった事業を記載しているところがございます。それと、1番下段の2つになりますけれども、おとなの図書館講座、あとは手作り講習会、こちら追加になっている事業になってございます。続きまして、22ページをお開き願いたいと思います。こちらについては、スポーツ活動の促進という形になってございます。こちらの1番下になりますけれども、生涯スポーツ推進事業、皆様方もご承知のとおり今スポーツクラブでこちらの事業を展開しているところがございますけれども、こちらの事業の関係をですね、今回の計画では一応記載している形になってございます。以上、概要としましてご説明させていただきましたので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

◎久保田教育長

只今、第7期の実施計画の概要について説明がありました。質疑はございませんか。

◎新田委員

実施計画の中の達成度はどのようなものですか。

◎武田グループ長

まず5本柱ということで5つの事業が記載されているところがございますけれども、まず1番目の社会教育活動の推進、こちら14ページなんですけれども、こちらの成果指標、こちら69パーセントということで、30年度以降、70パーセント、71パーセントということで記載されております。こちらについては、15ページの上の方の、社会教育活動関連体験事業の参加率ということで評価指標をとっております。70、71、72、こちらの数字はどこからきたのかということになるかと思っておりますけれども、こちらは総合計画に記載されております施策評価、をこの計画の中に当てはめているという形になってございます。続きまして、1枚めくっていただきまして16ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましてもですね、指標並びに目標値77パーセント、78パーセントというような数値なんですけれども、こちら先ほどの社会教育活動の推進ということと一緒に、施策評価のパーセンテージという形になっております。こちらについては目標値の上のところに書いてありますけれども、青少年の育成環境に対する満足度、こちらはアンケートを利用させていただいております。続きまして、読書活動の促進になります。次のページをご覧くださいと思いますけれども、こちらについては、1人あたりの貸出冊数を成果指標にしております。こちら施策評価の中の数値となっております。目標については今ほど申し上げましたとおり、町民、住民1人あたりの貸出冊数という形になってございます。続きまして、1枚めくっていただきまして文化活動の促進。こちらについての目標についてはですね、文化事業に対する満足度という形になってございますので、こちらについてはアンケートを利用させていただいたところがございます。最後になりますけれども、スポーツ活動の促進なんですけれども、こちらの目標値につきましましては、スポーツ大会、体験等の定員に対する参加率ということになっておりますのでそちらを成果指標というふうにご利用しているところがございます。

◎久保田教育長

よろしいですか、はい。ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

今の目標の数値の関係だったんですけれども、5年同じではなく、増やしたらどうかと。

◎中畑事務局長

まず図書館の関係ですけれども、全国の図書館の統計がありまして、現状それを上回る程度の数値がございますので、これを維持していきたいというねらいがございます。なかなか右肩上がりですということは委員のおっしゃるとおりなんです、全国レベルに合わせての設定とさせていただいております。また、スポーツ活動の促進については、委員のおっしゃるとおり定員に対してどんどん参加率を上げて、上がることが1つ目安としては大切なところでございますけれども、これについてもその行事の定員等のからみもにらみながら効率のいい開催計画を考えていったときには、やはり75パーセントを1つの目安として行事を組み立てていくこと、それから、いかんせん高齢化社会の中でそれに相応しい行事を組めればいいんですけれども、そういったところも大きく影響するものがございますので、目標値としてはこの75パーセントを維持できるように行事の組み立てをしていきたいというねらいがございます。いずれにしてもこの率が、実績が上回るように取組んでいきたいというふうに考えておりますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

◎久保田教育長

10年間の総合計画で5年経ったときにその計画を見直しして目標値を改正したのもあるんですよ。その整合性をとっている面もあるんです、総合計画との目標数値を、整合性をとっているということで、今ほど事務局長が申し上げたとおり、これよりも超えるように努力するんですけれども町の計画との目標値を統一しているという意味がございます。

◎近藤委員

長期的な計画ではそうなのかもしれないですね。それぞれの個々の事業では、それぞれ一応活動の促進とっているんで、なので、頑張っしてほしいということで思いますのでよろしくをお願いします。

◎久保田教育長

分かりました。ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号第7期新十津川町社会教育実施計画の決定については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第7号ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書27ページをお開き願います。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、名称のみ読み上げます。新十津川町スポーツセンター、新十津川町ふるさと公園野球場、新十津川町ふるさと公園ピンネスタジアム、新十津川町ふるさと公園テニスコート、新十津川町ふるさと公園ピンネテニスコート、新十津川町ふるさと公園サッカーコート、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場、最後に新十津川町温水プールの以上8施設でございます。2 指定管理者となる団体の住所及び名称。3 指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。補足でございますが、この新十津川町体育協会は、平成22年4月からの3年間と引き続き平成25年4月からの5年間、通産8年間、以上8施設について指定管理者として管理してきたところでございます。提案理由でございますが、新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、ふるさと公園内体育施設の管理運営業務を指定管理者に行わせるため、指定管理者を選定するといたしまして、28ページには参考の条文を掲載させていただいております。また、29ページには指定管理者選定委員会で審議した結果について教育長に提出がございましたので、その審議結果の通知意見書を添付させていただいております。以上、ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局からございますか。

◎中畑事務局長

ありません。

◎久保田教育長

事務局からその他はないということで、以上をもちまして、平成30年第2回教育委員会定

例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時35分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子